

# 令和4年度 函館市屋外広告物講習会のご案内

屋外広告物のデザインやルールに関わる知識の修得を目的として、下記のとおり屋外広告物講習会を開催します。この講習会を受講することにより、函館市屋外広告業登録において、営業所ごとに選任が義務づけられている「業務主任者」になることができます。また、業務主任者に選任された者は、表示面積が10平方メートルを超える屋外広告物の「管理者」（以下「管理者」という）になることができます。

1 開催日時 令和5年3月29日（水） 10時30分～17時00分

2 会場 函館市消防本部 2階 会議室（函館市東雲町5番9号）

## 3 講習科目および時間割

10時00分～10時30分 ～ 受付 ～  
10時30分 ～ 開会 ～  
10時35分～12時05分 ■講習科目1「身近なデザインの思考について」（1時間30分）  
12時05分～13時00分 ～ 昼休み ～  
13時00分～15時00分 ■講習科目2  
「設置や表示にあたっての制限や規制について」（2時間）  
【15時00分～15時15分】 ～ 休憩 ・ 「講習科目3」の免除者に修了証書を交付 ～  
15時15分～16時45分 ■講習科目3「構造設計と維持管理について」（1時間30分）  
16時45分～17時00分 ～ 修了証書交付 ・ 閉会 ～

## 4 講習会申込方法

受付期間	令和5年2月27日（月）～3月17日（金） ※郵送の場合は、3月17日（金）必着
提出書類	① <u>屋外広告物講習会受講申込書</u> ※申込書には、「 <b>写真</b> 」を貼ってください。 （縦4cm×横3cm、申込み前6ヶ月以内に無帽で正面上半身を撮影したもの） → 申込書ダウンロード <a href="https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014010800206/">https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014010800206/</a> ② <u>住民票（1人の写しの原本 本籍・続柄不要）</u> ③ 講習科目3の受講の免除を受けようとする方は、 <u>資格証明書等のコピー</u> ※一定の資格（裏面参照）を有する方は、申出により、講習科目3「構造設計と維持管理について」の受講が免除されます。
受講手数料	3,000円 当日、受付の際に「現金」で納付してください。 （講習科目3の免除者も同額） ※おつりの無いようご注意ください。
提出先 （郵送可）	〒040-8666 北海道 函館市 東雲町4番13号 函館市 都市建設部 まちづくり景観課 （施設管理・屋外広告物担当） 電話：0138-21-3389

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、募集定員枠を設ける場合があります。

## 5 受講時の注意事項

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用をお願いします。

なお、会場では、感染対策のため、検温とアルコール消毒を実施いたします。

※「屋外広告の知識」【法令編：第五次改訂版、設計・施工編およびデザイン編：第四次改訂版】  
（発行：（株）ぎょうせい）をテキストとして使用しますので、事前にご用意の上、ご持参ください。

## 6 講習科目3「構造設計と維持管理について」の受講免除対象者

- ・ 建築士（1級，2級，木造）の資格を有する者
- ・ 電気工事士（第1種，第2種）の資格を有する者
- ・ 電気主任技術者免状（第1種，第2種，第3種）の交付を受けている者
- ・ 職業能力開発促進法に基づき，帆布製品製造に関し，職業訓練指導員免許を受け，技能検定に合格し，または職業訓練を終了した者

## 7 管理者の要件

「管理者」になるためには，北海道内に住所（法人の場合は，事務所および管理者となる者が北海道内に住所）を有し，次のいずれかに該当する必要があります。本講習会の受講だけでは，「管理者」になることはできませんので，ご注意ください。

- ・ 屋外広告士の資格を有する者
- ・ 職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定のうち，広告美術仕上げの1級に係るものに合格した者
- ・ 建築士（1級または2級），特殊電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けた者または電気主任技術者免状（第1種，第2種または第3種）の交付を受けた者で，屋外広告物講習会を修了した者
- ・ 函館市屋外広告業登録において「業務主任者」に選任された者

## 8 会場のご案内



◎会場：函館市消防本部 2階 会議室（函館市東雲町5番9号）

- ・ 駅から徒歩10分
- ・ 電車：市役所前電停を下車後徒歩5分

※市役所の一般駐車場は，駐車カードを会場受付に提出頂いた受講者に限り無料です。  
また，駐車台数に限りがありますので，公共交通機関での来場にご協力ください。

## 9 お問合せ先《受講申込書の請求先》

函館市 都市建設部 まちづくり景観課（施設管理・屋外広告物担当）

電話：0138 - 21 - 3389

FAX：0138 - 27 - 3778

E-mail：koukoku@city.hakodate.hokkaido.jp

↓↓↓ 受講申込書は，函館市のホームページからもダウンロードできます ↓↓↓  
<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014010800206/>